

尾佐竹猛と法の雑学

——明治文化研究の一素描として——

堅 田 剛

一 大審院判事の賭博趣味

大審院判事にして「無用学博士」とも自称した尾佐竹猛について、今日その業績を知る人は少ないようである。彼の著書には『維新前後に於ける立憲思想』とか『日本憲政史大綱』といった、いかにも研究書然としたものもあるが、一方では『明治秘史 疑獄難獄』『法窓秘聞』『法曹珍話 閻魔帳』『下等百科辞典』のような雑学ものも多い。いったいどちらが真の尾佐竹猛であったか、という詰まらぬ設問をしようというのではないけれども、尾佐竹猛における〈法の雑学〉の意味を考えてみたい。

尾佐竹猛は、明治十三（一八八〇）年一月二十日、石川県羽咋郡に旧金沢藩士尾佐竹保の長男として生まれた。地元の小学校を卒業後、明治二十九年、十六歳で東京に出て、明治法律学校で法律を学んだ。同法律学校を卒業後、明治三十二（一八九九）年におこなわれた第一回の判事検事登用試験に十九歳で合格した。合格者中の最年少

者であったという。以後、東京地方裁判所、福井地方裁判所、東京控訴院、名古屋控訴院判事等を経て、大正十三(一九二四)年一月九日付で大審院判事となった。司法官としては、きわめて順調に職歴を重ねてきたといえよう。

尾佐竹猛の特技は、賭博と掏摸^{すく}である。判事が賭博や掏摸に関わるなどとは穏やかではないけれども、実際そうであった。

彼の処女作は『賭博と掏摸の研究』であり、大正十四年一月に総葉社から出版された。その「自序」によれば、新聞や雑誌に発表した研究成果を、当初は賭博に関するものと掏摸に関するものとを別途出版する予定であったようだが、大正十二年九月の関東大震災に遭遇して印刷間際の原稿が焼失し、いったんは頓挫した企画である。尾佐竹はそれを諦めきれなかったようで、『法律新聞』や『法曹会雑誌』などから既発表の記事によって原稿の復元に努め、なんとかもとの三分の一程度を集めて出版に漕ぎつけた。「自序」には、出版の経緯について次のように書かれている。

「元來賭博に関するものと、掏摸に関するものとは別々に出す積りであったが、こうなつては二者一つに纏めた方がよいと思つて、一冊にすることにしてはば目鼻がついた。いわば焼木杭や古トタンを集めて、バラックを建てたようなものであった。また本建築の段取りまではゆかなくても、せめてもの心遣りに造つたのであったが、その後二三片のトタンや五六枚の板も加えて、どうやら寒さは凌げる位のものとなつたところへ、書肆総葉社主人が来て出版してくれという。バラック住民が府営住宅へ入るの喜びで二つ返事で承知はしたものの、またまたこれまでとは異つた方面に、迷惑をかけるのかと思ひながらも、慾目も手伝つてどうか甘く行つてくれればよ

いがないと、危ぶみながらも出版というところまで漕ぎつけたが、もともとバラック出来である。読者諸君の区画整理でどうとも取り計らってくれ給え。」⁽¹⁾

普通なら肩書きが邪魔して、「よいがない」などとは書けないところだが、そこが尾佐竹の文体の妙味である。これなどはまだ抑制の働いたほうといえる。

さて、バラックを自認する『賭博と掏摸の研究』であるけれども、本文の全体はたしかに賭博篇と掏摸篇の二つに分かれている。賭博篇は、「賭博について」「詐欺賭博について」「上代における賭博」「徳川時代における賭博の種類」「十四九の分布」「花かるたの沿革」「歌留多賭博の三天系統」「トランプと歌留多」「賽と歌留多」「メクリ歌留多について」の十章から成っている。第一章は四十頁ほどあるものの、章を追うごとに頁数が減っていき、正味で一頁ほどしかない章さえある。成立の事情を踏まえても、この意味では著しく均衡を欠いた、まさにバラック建ての著作ということになろう。

内容は、ローマやインドや中国の賭博の歴史から始めてわが国の上代や徳川時代の賭博にもおよぶ、賭博についての蘊蓄を傾けた、まさに賭博の総合的研究ともいえるものである。とはいえ、あまりにも専門用語が多すぎて、素人には読解がはなはだ困難である。たとえば「十四九」^{トッセン}などがあり、これは三個のサイコロを振って出た目の組み合わせによって勝負が決まる賭博のことである。三個のサイコロの目から成る図柄になぞらえて、五十六とおりの組み合わせのそれぞれに「お供へ」「鍛冶屋の五つ」「とつぶり」などの名称が付いていたが、今日には伝わっていないとのことである。尾佐竹の解説によれば、「故にこの三種の關係から見ると十四九は関東に発生し、関西に至ってヨイドとなったものらしく、チップに至っては関東独特のものといつてよい」ということになるが、その

筋の人々ならともかく、善良な市民でこれを理解できる者はいない。

辛うじて理解できそうなものは、こうした蘊蓄のもととなった出典についての記述だ。すなわち、「第五章 十四九の分布」の冒頭にある、「安政二年の写本『天地六偽咄』(麿姓外骨著の『賭博史』には帝国図書館本により二、三か所この書を援用してあるが、余が所蔵本とは多少の出入がある)に『三粒の賽五十六目の事』の章に賽の目の変化を図示し各その名称をつけてある」という記述である²⁾。注目すべきは括弧書きの部分で、そこにある「麿姓外骨」とは、研究仲間の宮武外骨のことである。尾佐竹猛の『賭博と掏摸の研究』のうち賭博篇は、宮武外骨の『賭博史』に刺激されて書かれたことがわかる。しかも、宮武は『天地六偽咄』を帝国図書館の所蔵本に頼ったが、尾佐竹自身はこれを私蔵しているとの自慢がさりげなく書き込まれてもいる。宮武外骨については次節でも触れるけれども、賭博論をめぐって、尾佐竹のライヴァル意識が仄見えるところが面白い。

賭博篇にくらべると、掏摸篇のほうがまとまりがいいように思える。「掏摸の沿革」「掏摸物語」「三大親分の判決」の三章と、「少年掏摸」と題する付論で構成されている。尾佐竹の蘊蓄が披露されているのは賭博篇と同様ではあるが、引き締まってみえるのは、法律家らしく判例が豊富に用いられているためであろう。

たとえば「第三章 三大親分の判決」には、仕立屋銀次、湯島吉、鍋勝(鼈甲勝)と称する、東京を縄張りとした三人の大親分たちの訴訟記録でほとんど埋め尽くされている。にもかかわらず、尾佐竹の筆致は純粹法律家のそれではない。「明治の後半期は掏摸界空前の黄金時代であった」とし、それが伊藤博文がらみの掏摸事件をきっかけにして壊滅状態になったことをどこか惜しみつつ、掏摸の達人たちに捧げる哀歌のようにも読めるからである⁴⁾。

尾佐竹猛は、単なる書齋の人ではなく、また実践の人でもあった。このことについては、尾佐竹に師事した藤田幸男による、「雨華先生の思い出」と題する文章がよく伝えている。これは『賭博と掏摸の研究』復刻版の解題とし

て、巻末に収録されている。雨華とは尾佐竹が最も好んだ雅号である。

藤田もそこで触れているが、尾佐竹は令嬢を相手に掏摸の実演をしたことがある。『賭博と掏摸の研究』には、自宅での実演の様子が以下のように記されている。掏摸篇の「第二章 掏摸物語」から引用する。

「第一のナゲン解キというのは帯を取る方法で、説明よりも実地やってみせる方がいい。おいS子を呼んで来い、おいS子今掏摸の練習をするから、黙ってお前は被害者になるのだ、ナニ可笑しいことがあるものか、少し我慢しろ、マアN君、君は前から突き当って帯締を解くのだ、不味いな、マアそれでよしよし、それからK君後から帯の結目を解くのじゃ、アアアいかな、それからこうして解くのじゃ、いいか勿論N、K両君同時にやらなきゃいかんよ、S子モ一少しだ我慢しろ、K君はそれから帯の垂れを抜くのじゃ、帯揚から抜くのじゃ、そうそう善哉々々、それからこうするのじゃ、まず解けただけをこうくるくる巻くのじゃ、そして前へ廻はり突き当りざまに直ぐ巻くのじゃ、……」⁽⁵⁾

これが仙朶谿(千駄ヶ谷)の尾佐竹邸でおこなわれた掏摸実演の一部である。被害者の実験台に使われた長女のS子にとっても、教育上げっして好ましくはあるまい。この「掏摸物語」は『法律新聞』に連載されたから、掏摸役を演じさせられたN君とK君とはその記者であったかもしれない。とんだ災難である。

掏摸はきわめて高度な技術を必要とすることもあってか、尾佐竹が得意としたのはむしろ賭博のほうであった。『賭博と掏摸の研究』の口絵には、紙牌・木牌・骨牌・賽や、麻雀用・欧米式(皮革製)・詐欺用(木製)・普通用(藤製)の壺皿や、ウンスン加留多・カブ加留多・メクリ札・トランプといった、著者愛蔵の品々が披露されて

いる。どこから集めたのだろうか。

それどころか、やはり藤田の解題によれば、尾佐竹猛は国定忠治のモデルになったという逸話さえある。その経緯はこうである。子母沢寛の小説「国定忠治」が昭和七年の十一月から『東京日日新聞』に連載されたのだが、賭博の場面の挿絵が必要なところ、画家の石井鶴三にはその経験がない。そこで当時文芸部の顧問であった木村毅の仲介で尾佐竹に賭博の場面を再現してもらうことにした。そのころ彼は四谷三光町に住んでいたが、そこに木村の案内で著者の子母沢と画家の石井が訪れた。

尾佐竹は秘蔵の壺や賽や花札を持ち出して、普通の賭博から詐欺賭博にいたるまでの格好や手つきを演じてみせ、これを石井が何枚もスケッチして、これが賭場の挿絵として紙面に載った。この挿絵は評判になり、「壺をふつてる男が尾佐竹さんに似てる」などと評判になったとい⁽⁶⁾う。

『賭博と拘摸の研究』は、現職の大審院判事による著作という話題性も手伝って評判になった。増訂版の巻頭には主な書評が収録された。好意的なものばかりであるのは当然としても、その内容はなかなか面白い。たとえば作家の内田魯庵は、尾佐竹がある晩餐会で「巧妙なる仕方咄で拘摸や方引きの実演をして示された」と紹介して、すでに宮武外骨の『賭博史』があるにもかかわらず、本書を「天下一本の奇書」と称えている。また、宮城控訴院長の石井豊七郎は、「一種洒落の文字確かに文芸的作品としても推奨するに足る」としたうえで、「大審院判事として置くは惜しいものだ。博奕打の親分に頼むか拘摸の親分にしたらモット偉いものになったろうに」と激賞した⁽⁷⁾。

大審院判事にしておくのは惜しいとは、尾佐竹猛にとってこれ以上はない、最も嬉しい褒め言葉だったにちがいない。

二 明治文化研究会の仲間たち

尾佐竹猛は『賭博と掏摸の研究』を「バラック」と呼んだ。前に述べたように、関東大震災により原稿が焼失してしまったので、既発表の雑誌記事などを寄せ集めて原稿の復元を図ったという事情が、ここにはあった。けれども、たとえ震災に遭遇しなかったとしても、賭博や掏摸の研究はバラック建てのままに提示せざるをえなかったのではあるまいか。賭博にせよ掏摸にせよ、そもそもが非合法的で非公然の営みである以上、それなりに整理された証言や資料を期待できないこともあり、はじめから正統な学問の対象とはなりにくいことがらであったからだ。

尾佐竹はその後も、『法曹珍話 閻魔帳』『明治秘史 疑獄難獄』『法曹秘聞』など一連の犯罪裏話を書いている。こうした著作を復刻するのに貢献した礪川全次は、尾佐竹の犯罪研究を「犯罪民俗学」と名づけた。礪川は『法曹珍話 閻魔帳』の解題において、「尾佐竹は、日本で最初の犯罪民俗学者であろう」と評価する⁽⁸⁾。同様の研究は宮武外骨によってもなされているが、山口昌男は宮武の『私刑類纂』や『賭博史』について、これを「刑罰と賭博の文化人類学」と名づけた⁽⁹⁾。尾佐竹も宮武も、その目線は庶民どころかさらにその裏社会の、反法的ないし反秩序的な猥雑さに向けられていたということだろう。

もっとも、民俗学も文化人類学も今日では正統な学問となっており、本来の胡散臭さはだいぶ薄れている。尾佐竹の研究については、それよりも「雑学」という性格づけのほうがバラックの感じも出ていいかもしれない。博徒や掏摸の世界に詳しい加太こうじも、尾佐竹を「雑学の学者」と呼んでいる。犯罪や流行など既製の専門家がいない領域では、「記録等の文献の収集、保存、整理」をおこなう非専門的な専門家が必要で、そうでないと「百科事

典」も編纂できないという。¹⁰つまり雑学者とは百科全書派にはかならないのだが、『下等百科辞典』を編纂した尾佐竹は、この意味でまさに雑学者と呼ぶにふさわしいのである。

さて、犯罪現象には限らないが、そうした雑学を専門とする集団として明治文化研究会があり、尾佐竹もその中心的な会員であった。明治文化研究会は、大正十三(一九二四)年の十一月に設立され、毎月十一日に法曹会館などで例会が開かれた。創立時の会員は、吉野作造、尾佐竹猛、宮武外骨、石井研堂、石川巖、井上和雄、小野秀雄、藤井甚太郎の八名であったが、のちに木村毅や柳田泉らも加わった。研究会の最大の業績は『明治文化全集』全二十四巻の編集であろうが、雑誌『新旧時代』を刊行したり『幕末明治新聞全集』全五巻を出すなど、幕末や明治期の政治から風俗にいたるまで、きわめて大きな業績を残した。

明治文化研究会の初代の会長は、東京帝国大学教授の吉野作造であり、吉野亡きあと二代目の会長となったのが尾佐竹猛であった。吉野作造は大正デモクラシーの旗手としてあまりにも有名である。宮武外骨についてはすでに触れたが、『頓智協会雑誌』をはじめ数多くの雑誌を創刊し、また明治期の新聞や雑誌を精力的に蒐集した。東京大学の明治新聞雑誌文庫は、宮武の収集品を基礎にしている。また石井研堂は『明治事物起源』の著者として知られている。木村毅の名前もすでに挙げたが、彼には『明治文学展望』等の著作があり、尾佐竹に請われて第三代の会長を引き受けることになる。

吉野作造の明治文化研究は、帝大教授を退官し、また朝日新聞社の論説委員もまもなく退職した時期に、本格的に始められた。もっといえば、政治学者として民本主義の限界を自覚したときに、眼前に明治文化の世界が開かれたといつてよい。尾佐竹猛にとっては、大審院判事に登用されて、いわば功なり名を遂げたときに、明治文化研究会の話がもちかけられた。少々乱暴に言えば、明治文化研究会は、吉野の挫折と尾佐竹の栄達とともに発足した。

宮武外骨などはその道一筋の人であるから、とくにきっかけはないだろうが、大正十三(一九二四)年の二月から、吉野と入れ替わるかのようにして、帝大法学部の嘱託となっていたことが、明治文化研究会への参加につながったといえる。宮武を嘱託にと強く推薦したのは、ほかならぬ吉野作造であったからだ。

こうして明治文化研究会は、官学(吉野)と私学(尾佐竹)と民間学(宮武⁽¹⁾)との、奇妙で猥雑な取り合わせで始まった。彼らに共通しているのは、それぞれが少年時代から培ってきた「史癖」であり、幕末および明治時代への強烈な愛着であった。

とはいえ、彼らの史癖は、大正十二(一九二三)年九月一日の関東大震災によって深刻な危機に晒された。震災以前の東京は、基本的には明治時代の延長であり、江戸の文化さえまだまだ色濃く残っていたが、建物のみならず資料の大規模な焼失により、それが一挙に消滅しかねなかった。焼失した資料の復元に努め、散逸しつつある資料をとにかく蒐集し、それらの価値と面白さを確認すること、これこそが明治文化研究会の目的であった。目的からしても会員の個性からしても、ただちに収拾のつくはずのない作業である。明治文化研究会は、震災の焼け跡でそれ自体がバラック建てとして出発した。

このことは、尾佐竹猛個人にとっても焦眉の課題であった。処女作『賭博と掏摸の研究』出版の経緯については前に述べたが、尾佐竹自身が震災で焼け出され、多くの貴重な資料を現に失っていた。明治文化研究は、今ただちに本格化しなければならない。研究会の発足は、その無二にして絶好の機会であった。

尾佐竹猛の『法曹珍話 閻魔帳』は、大正十五年六月に春陽堂から出版された。これもすでに書きためたものの再録であるが、その冒頭に置かれた「珍所珍物 過去帳」は、震災で焼失した建築や資料を列挙して、あたかも墓碑銘のような文章になっている。原本にはすべての漢字に振り仮名が振られていて煩わしいので、ルビの部分は省

略して引用する。

「今度の災害に滅びたものゝ内で第一に惜まれたのは書画骨董であつた、先祖代々折紙つぎの由緒正しい御家の重宝も、成金全盛時代に金に糸目をつけずに手に入れた何万何十万の珍品奇物も、それこそ灰となつては人事件から残念がつたものも少くはなかつたが、否々それよりは帝大を始めとして各学校の図書館や名画の稀観書の亡くなつたのは、何よりの文化的大損失と青筋立てながらも嘆息する学者もあつた。さては東京にはさまで惜むべきものは無いが鎌倉辺りの国宝たる社寺の壊滅こそ惜みても余りありと尤なる説も出る。江戸以来伝統的に個人の趣味に因るコレクションの滅盡したのも、到底回復の途なしと夫れ夫れの好事家の嘆くのも成程と理解はされる。⁽¹³⁾」

「青筋立てながらも嘆息する学者」とは、尾佐竹猛をはじめとする明治文化研究会の会員たちのことであろう。尾佐竹は、右のように述べたあとで、震災の損害を列挙する。彼の挙げる順序で焼失してしまつた建物等を紹介すると次のようになる。括弧の中には、尾佐竹がとくに惜しがる資料、またはその説明である。

警視庁の刑事参考館(島田一郎らが大久保利通を刺した血塗れの刀、稲妻強盗の凶器)、各地の詐欺賽製造所(賽に仕掛けのあるもの二十九種、賽につける薬品など七種、花札六種)、弁護土花井卓蔵邸(幸徳事件の訴訟記録写し)、下谷の大判小判製造所(良くいえば模造品、悪くいえば偽造品、上品にいえば模型品)、各地の四ツ目屋(イモリの黒焼きなどの淫薬、淫具)、蛸殻町の銀杏(詐欺賭博師などの連絡場所)、浅草花屋敷の楼閣(黒田清隆の夫人殺害事件関連)、某所の贋造紙幣印刷所(贋幣詐欺の本拠)、兜町取引所付近の營業所(ポン引き仲買)⁽¹⁴⁾

以上が震災で焼失した「珍所珍物」に対する、尾佐竹作成の過去帳である。尾佐竹の哀惜の念は、帝大図書館に対しても四ツ目屋に対しても等しく向けられている。また、刑事参考館の管理や大逆事件（幸徳事件）の隠蔽について憤りの念を隠してはいないのだが、これも軽口を交えながらの筆致でやんわりと包んでいる。さらに、具体的な犯罪に関わる固有名詞については、「○○○商店」などと、おそらくは自主的に伏せ字を用いる配慮も忘れていない。もっとも、読む人が読めば容易にわかる程度に伏せてあるだけなのだが。

ところで、この『法曹珍話 閻魔帳』だが、原本では筆者が尾佐竹猛ではなく「無用学博士」となっている。「無用学博士」が尾佐竹猛の筆名であることは、当時から周知の事実であった。というのも、すでに『賭博と掏摸の研究』の自序において、尾佐竹は次のように記していたからである。

「自分はこれまで随分何の役にもたためたことを書き散らし喋舌り散らした。それが役に立たぬだけならばまだしも、そのため思わぬ人に迷惑をおよぼし、自分も迷惑したことも尠くはなかった。いわば有害無益のことばかりに骨を折っていたようなもので、根が伶俐に出来ていない人間のすることはこんなものと、自ら嘲りながらも相も変わらず有害無益のことばかりしておったため、ある先輩から無用学博士という難有い綽名を賜った位であつた。」⁽¹⁸⁾

尾佐竹猛が〈法の雑学〉を自認している文章である。「有害無益」と繰り返し返すけれども、尾佐竹自身は本当に無益だとは信じていない。だが具体的に何に役立つのかと問われれば、彼自身が返答に窮するだろう。あるいは、無益であることを誇っている、と解すべきだろうか。尾佐竹の場合、単なる雑学に終わることを阻むのは、国家と社会

の規範としての「法」である。読者は、大審院判事の雑学であるからこそ、安心して面白がることができた。たとえ「無用学博士」なる筆名を用いたとしても、彼はけっして身分を隠そうとはしなかった。

「無用学博士」とは、「ある先輩」から貰った綽名だという。尾佐竹猛の〈法の雑学〉に共感し、本人が最も嬉しがる「無用学」の学位を授与した先輩とは誰だろうか。確たる証拠はないものの、それはおそらく、帝大法学部元教授の吉野作造である。吉野は明治文化研究会の主宰者であった。吉野の専門は政治学であって、いわゆる法律学ではないけれども、尾佐竹の〈法の雑学〉と、その無用の用を法学的にも理解しえたのは、吉野を描いて誰もいなかった。

尾佐竹猛は法実務の頂点に登り詰めた大審院判事であったが、『賭博と掏摸の研究』や『法曹珍話 閻魔帳』の当時、本物の学位をもっていたわけではない。ところが、それからまもなくの昭和三(一九二八)年八月、尾佐竹は東京帝国大学より、法学博士の学位を授与されることになる。その際、尾佐竹を推薦したのも吉野作造であった。いかなれば、吉野は尾佐竹に対して、無用学博士と法学博士の二つの学位を贈呈したことになる。明治文化研究会で培われた、二人の友情の賜である。尾佐竹がどちらの学位をありがたがったかは知らないが、彼への正当な学問的評価としては「無用学博士」のほうがふさわしい。

法学博士としての学位請求論文は、『維新前後に於ける立憲思想』であった。初版は大正十四(一九二五)年の十二月に文化生活研究会より出ている。明治大学の紀要であった『法律及政治』に「帝国議会史前記」と題して連載された論文をまとめたものである。明治初期の議会制度の法制史を幕末にまで遡った、本格的な実証的研究といえよう。

吉野作造は、この書物の冒頭に「本書推薦の辞」を寄せている。きわめて真面目な研究書であるにもかかわらず

ず、尾佐竹の日頃の調子に引きずられたのか、吉野の筆も軽快である。「本書の公刊を勧めたのはたしかに私だ。公刊を勧めたからとて序文を書かねばならぬ義理はない。著者尾佐竹君は私に何か書くべき義務あるかに決め込んでをさまつてござる。……尾佐竹君は実は斯の方面の研究に於て私の先生格だ。だから序文などを書くに気がひける。けれども先生の懇囑はまた拒み難い。だから恐る恐る筆を執る次第である」⁽¹⁶⁾。

先の石井豊七郎と同様に、吉野作造もまた、尾佐竹猛を評して、「大審院判事などにしておくには本当に惜しい代物である」と書かずにはいられない⁽¹⁷⁾。「無用学博士」の称号とともに嬉しい殺し文句である。無用学博士は、めでたく法学博士になった。

三 大津事件の伏せ字

さて、尾佐竹猛の研究で最もよく知られているのは、大津事件についてのものかもしれない。彼の著書は、今日では『大津事件』と題して岩波文庫に収められている。

大津事件とは、明治二十四(一八九一)年五月十一日、折から来日中のロシア皇太子ニコライが滋賀県大津に啓の際、沿道警備の巡查津田三蔵に斬りつけられ負傷した事件である。明治政府は津田を死刑に処そうとしたが、大審院長の児島惟謙は、立憲主義と罪刑法定主義の立場から、これを断固拒絶した。このことを指して、政府の不当な干渉に対し司法権の独立を守ったと過大に評価し、児島を「護法の神」と称える向きさえある⁽¹⁸⁾。

自身が大審院判事であり、また明治時代の裁判史に強い関心を抱いていたこともあり、尾佐竹猛はこの事件について資料を博搜して、「露国皇太子大津遭難 湖南事件」と題する論文を書いた。大津は琵琶湖の南に位置するの

で、当時は湖南事件とも呼ばれたのである。

もつとも、尾佐竹の「露国皇太子大津遭難 湖南事件」は、単独で公表されたわけではない。尾佐竹猛著『明治秘史 疑獄難獄』所収の一章として、世に現れたのである。この著書は、昭和四(一九二九)年六月に一元社より刊行された。明治前期の九つの事件について、その裁判の経緯を中心にまとめたものである。目次にしたがって列記すると、「近藤勇の処刑」「坂本龍馬暗殺の下手人」「雲井龍雄の罪案」「広沢参議暗殺事件」「小野組転籍事件」「非常上告の始め 山科生幹一件」「藤田組の贗札事件」「板垣伯岐卓遭難事件」「露国皇太子大津遭難 湖南事件」、の九つの事件が扱われている。次に、尾佐竹による「自序」も紹介しておこう。

「裁判の話といふと、どうかすると面白いものと誤解して居る人がある。甚しいのは探偵小説を生地で行くものと思つて居るものすらある、真逆、大岡政談や伊達の対決を今様にしたものといふほどでもないが、少くとも社会の活きた小説や講談本でも読むが如きものと思つて居るものさへある。思はざるの甚しきものである、世の中の出来事といふものはしく面白いものではない。文士が豊富なる想像力に任せ艶麗なる筆の先きで描き出したものとは丸で選を異にして居るのである。乾燥無味唯もうゴツゴツとして蠟を噛むが如きのが裁判の本筋である。これは文芸の作品とは異り一字一句も証拠が無くてはならず些の想像も許さざるからである。しかしそれでは役所の書類としては宜いかも知れないが、これを物語り、これを書き綴るといふことになる、其儘では面白くないから、文士でなくとも、不知不識の間に潤色せられ、年を経るに従つて美化せられると同時に、漸次本筋より遠ざかつて、終には文芸の作品の中に帰化して仕舞ふことが多いのである。」⁽¹⁹⁾

裁判は無味乾燥だから文芸を期待するのはけしからんという文章が、裁判の話も文芸作品に化してしまふことがあるというように転換している。尾佐竹は臆面もなく、裁判官から歴史家に変身する。彼にとって、裁判の歴史(history)とは裁判の物語(story)にはかならないからだ。もとより、訴訟記録その他の資料を用いて実証性を担保してはいるのだが、尾佐竹の筆は「不知不識の間に潤色せられ」てしまふ。面白くないといいながら、『明治秘史 疑獄難獄』は実は非常に面白い裁判物語である。色々な意味を秘めた面白さではあるのだが。

すでに紹介したように、『明治秘史 疑獄難獄』には九つの裁判物語が収録されている。とはいえそれらが同列に扱われているわけではなく、量的に半分以上を占めるのは大津事件についての記述である。このこともあって、『明治秘史 疑獄難獄』は、もっぱら大津事件の記事によって読書界に迎えられた。

戦後になって、尾佐竹猛の全集刊行が実業之日本社によって企画された。残念ながら全十五巻の予定であった全集は未完に終わったが、『明治秘史 疑獄難獄』はその第十一巻として、昭和二十三(一九四八)年の十二月に出版された。さらに、平成十(一九九八)年には、批評社から一元社版が復刻されている。

その間の昭和二十六(一九五二)年には、大津事件の章のみが抽出され、『露国皇太子大津遭難 湖南事件』の標題で岩波新書の一冊として公刊された。岩波新書は書き下ろしが原則であるから、異例の復刻である。⁽²⁰⁾ さらに平成三(一九九二)年には、『大津事件——ロシア皇太子大津遭難——』と標題を改めて、岩波文庫に収録され今日に至っている。

したがって、大津事件研究の資料としては、厳密な校訂を経てのことでもあり、今日では岩波文庫版を用いれば足りるといえる。さらに、『明治秘史 疑獄難獄』刊行後、とくに戦後になって大津事件の研究は著しく進展したから、そもそも尾佐竹による大津事件研究の資料的価値そのものが失われつつある、とさえいえるかもしれない。辛

うじて語り口の面白さだけが異色である、ということだろうか。

ところが近年になって、岩波文庫版の校訂の「行き過ぎ」が、複数の研究者により指摘された。同版の「凡例」によれば、読みやすくするための作業のほかに、「明白な誤記・誤植は訂正した」とあるのだが、校訂者の三谷太一郎は誤記・誤植の域を越えた訂正をおこなっている、というのである。

たとえば、新井勉によれば、文庫版の校訂者は、尾佐竹の原著で三行におよぶ文章を一挙に削除してしまった。すなわち、「席には内閣総理大臣伯爵松方正義、内務大臣伯爵西郷従道、外務大臣子爵青木周蔵、枢密顧問官伯爵黒田清隆、宮中顧問官伯爵伊藤博文召されて侍席したた」という個所の全文をである。これは遭難後のロシア皇太子ニコライを、明治天皇が京都の常盤ホテルに見舞った際の重要な場面である。ところが、校訂者は、現場には松方・西郷・青木・黒田・伊藤はいなかったとして、「したがって前記の底本原文は誤りとみなして削除した」とするのである。⁽²⁾

このことは、「侍席したた」などの明白な誤りを訂正するのは根本的に意味が違う。というのも、尾佐竹の原文では、天皇が重要閣僚を率いて外国の皇太子を見舞ったとしておられるところ、削除の結果、天皇は内閣とは別途に、いわば私的に見舞ったにすぎない、という印象に変わってしまうからである。念のためにいえば、校訂者は『青木周蔵自伝』などに依拠して重要閣僚の供奉はなかったとするのだが、そもそも青木自身が外務大臣として大津事件の第一の責任者であるのだから、青木の証言を丸呑みにすることなどできないはずなのだ。少なくとも、ここには校訂者の解釈が忍びこんでいる。原文をそのまま残し、校注でそれは誤りだと指摘するならともかく、原文そのものを削除してしまうとは、たしかに新井のいうとおり校訂の「行き過ぎ」とせねばならないだろう。

『明治秘史 疑獄難獄』の復刻にも尽力した礪川全次は、新井勉の問題提起を紹介したうえで、やはり岩波文庫

版の校訂の仕方について、もう一つの疑問を提示している。それは、尾佐竹が原本に付した伏せ字をめぐる問題である。

尾佐竹猛は、湖南事件つまり大津事件について、これを「上篇 来遊記」「中篇 事変記」「下篇 裁判記」に分けて記述している。皇太子ニコライがわが国を訪問して大津遊覧に至るまで、大津での事変突発から明治天皇が見舞いを終えて東京に還幸するまで、そして容疑者の津田三蔵の尋問から判決の言い渡しにいたるまでの経緯が、ほぼ時系列を追って記されているのである。問題の個所は、下篇の裁判記中「六 司法部内の議論」の最後に出てくる。

すなわち、事件直後の五月十二日に司法省において、山田顕義司法大臣は津田三蔵に対する適用法条につき、司法省雇いのイタリア人パテルノストロに諮問した。パテルノストロは、旧刑法一一六条の天皇・皇后・皇太子等に対する殺傷罪つまり皇室罪（大逆罪）の適用は不当であり、一般人に対する普通謀殺未遂罪（旧刑法二九二条、一二条）が適当であると答えた。山田法相は、同条は外国の皇族にも適用すべきとの意見であった。翌十三日、児島惟謙は大審院に判事たちを集めて検討したが、全員が一一六条の適用に反対であった。政府側と大審院側の法文解釈は、真っ向から対立した。

さらに十五日、ニコライを見舞うために天皇が滞在していた京都御所で御前会議が開かれた。ここでも、検事総長の三好退蔵が司法関係者たちの普通謀殺論を伝達したのに対して、閣僚たちは全員がそれを不当として一一六条説に固執した。

前置きが長くなったが、御前会議が開かれた十五日の午後七時二十分、京都滞在の西郷従道内務大臣より東京の松方正義総理大臣に宛てて一通の電報が発信された。尾佐竹はこれに伏せ字を付して紹介する。

「今日青木黒田伊藤井上榎本土方三好相会シ決議ノ上奏聞ヲ經テ刑法第二篇第一章適用ノ見込ヲ以テ検事ヨリ管轄違ヘノ訴ヲ天津地方裁判所ニ提出スルコトヲ司法大臣ヨリ検事長ニ命セラルルコトニ決定セリ司法大臣ト御商議ノ上○○○○○徹底セシメラレヨ」⁽²³⁾

すでに述べたことと若干重複するが、京都には善後策を協議すべく、外務大臣青木周蔵、枢密顧問官黒田清隆、貴族院議長伊藤博文、元外務大臣井上馨、枢密顧問官榎本武揚、宮内大臣土方久元、検事総長三好退蔵、内務大臣西郷従道が滞在しており、ようやく刑法第二篇第一章(一一六条)適用説でまとまった。ついでには裁判管轄は天津地方裁判所ではなく、東京の大審院に移ることになるはずなので、その方向で松方正義総理大臣と山田顕義司法大臣とで準備しておいてほしい。およそこういう趣旨の電文である。

さて、いよいよ問題の個所であるが、岩波文庫版では伏せ字部分は、「陛下の思召」という五文字に起こされている。さらに校注をみると、「底本原文では『陛下の思召』の五文字が伏字になっている」とある。⁽²⁴⁾ただし、原文では明らかに六文字文の伏せ字なのだから、それだけでも校注への信頼を失わせかねない。それはともかく、礪川全次は、この伏せ字が天津事件の性格そのものに関わる重大な意味を有することを示唆する。

「同ページ〔原本四二〇ページ〕で尾佐竹が『陛下ノ思召ヲ』という六文字を伏字にしたことには、非常に大きな意味がある。尾佐竹は、天津事件に関わる公表できないウラ事情を恐らく知っていた。知っていたがゆえに、この六文字は伏字にせざるを得なかったのである。

三谷校注本「岩波文庫版」の本文では、この伏字は起こされており(一六五ページ。ただし「を」が脱落)、注にはその旨の断りがある。しかし、これでは、尾佐竹がこの部分をあえて伏字にという意味が見えてこない。ここではできれば本文を伏字とし、はいるべき文字は、注で示してほしかったように思う(特にこの本に関しては、伏字も「原文」として扱うべきであるというのが私の意見である。ちなみに岩波新書版は六文字伏字のままで注記なし)。⁽²⁵⁾

まったく同感だ。ことは校訂の是非や程度ではない。先の新井勉の指摘と併せてみると、浮かび上がってくるのは明治天皇その人の強い意志である。明治天皇は大津事件が起こるや、ただちに京都に向かい、十三日にはニコライを見舞い、十五日に御前会議を開いて、津田三蔵への一六条適用つまり死刑の「思召」を示した。伊藤や井上や黒田といった政界の実力者や内閣の閣僚たちの狼狽ぶりに比して、率先して事態の收拾に当たる明治天皇の姿がみえる。尾佐竹は、その肝心な個所を伏せ字にした。おそらく隠すためではない。むしろ強調して、読者の注意を惹くためである。

周知のように、最終的には、天皇の意思は貫徹されなかった。けれども、大津事件の歴史の意味を、司法権の独立というよりは、天皇みずからの司法介入事件として新たに問い直す必要があるだろう。⁽²⁶⁾ 尾佐竹の大津事件研究は、古典として死蔵されるには早すぎるのである。

四 無用学博士の午餐会

大津事件は、天皇の「思召」にもかかわらず、普通殺人罪の未遂罪をもって処理することで落着した。司法権への介入に最後まで抵抗した大審院長児島惟謙は、「護法の神」と称えられるまでに英雄視されることになった。⁽²⁷⁾

余談ながら、その児島惟謙は大津事件の翌年、「司法官弄花事件」の当事者となって、再び世間の耳目を惹くことになる。他の六名の大審院判事や同検事たちと花札賭博に興じたとして摘発され、懲戒訴追を受けたのである。⁽²⁸⁾大津事件で出張中におこなわれた賭博行為もあるが、懲戒訴追をあえて児島への「犬糞的報復」⁽²⁹⁾などと受けとる必要はない。大審院には児島惟謙から尾佐竹猛につながる賭博好きの伝統があった、ということでも充分であろう。

さて、賭博趣味ではなく大津事件関連の資料のほうであるが、これがいかにして児島から尾佐竹に伝わったかについて、概略のみを推測しておきたい。『明治秘史 疑獄難獄』の中で大津事件の章に付した尾佐竹の序文には、少々気になる点があるからである。

「司法権独立史上万丈の光彩を放つて居る湖南事件に付ては其輪郭は略ぼ世に知られて居るが其核心に至つては猶ほ明ならざる点がある。これは何といふても中心人物たる児島惟謙に聞かなくてはならぬが氏は既に故人になつて居り今更、如何とも致し難い、幸ひに同氏の手記なるものが現存して居る、しかし事件の関係者が一人でも生存中は公にしてはならぬといふ遺言があつたため同家では厳秘に付してある。仄聞する所によると、手記といふのに二種あつて、一は児島氏自身の純粹なる手記であり、今一つは之に基づき某氏が更に児島氏に聴きて追補したるものである。此後者も手記同様同家に秘蔵されて居るといふことである。⁽³⁰⁾」

尾佐竹猛は児島惟謙による手記の閲覽をあきらめ、もっぱら「余輩が蒐集した断簡零墨に依つて」原稿を書いた

かのように記すのだが、はたしてこのまま信じていいのだろうか。というのも、たしかに児島の二つの手記の原本は秘蔵されていたのだろうが、ともに穂積陳重の指示で筆写され、尾佐竹はこれを参照した可能性があるからである。すなわち、右に引用した序文にいう「某氏」とは、ほかならぬ穂積陳重のことなのである。

この間の事情は、今日では家永三郎編の『大津事件日誌』によって周知のこととなっている。同書は、穂積陳重が次女光子に筆写させた二つの児島手記、つまり「大津事件日誌(第二手記)」および「大津事件児島大審院長日記(第一手記)」を中心に、これに穂積『法窓夜話』や『穂積歌子日記』の抄録を加えて編集された⁽³⁾。これを読めば、児島惟謙と穂積陳重の関係のみならず、穂積自身も大津事件の当事者であったことがあらためて明らかになる。児島惟謙にとって、穂積陳重は故郷宇和島の後輩であった。この縁もあって児島は穂積に事件の処理につきしばしば相談し、また穂積も法学界の重鎮として、緊急勅令発布等の積極的な提言をおこなっている。

ところで、穂積陳重と尾佐竹猛の関係であるが、これについてはやはり明治文化研究会の存在が大きい。主宰者の吉野作造が尾佐竹の『維新前後に於ける立憲思想』を推薦し、また博士号請求論文として法学部に仲介したことは前に述べた。こうしたことを契機に、明治文化研究会と帝大法学部とのあいだに、思想的とはいわないまでも人間的な交流が生まれたということができる。それは宮武外骨についても指摘できるのだが、尾佐竹の場合には大審院判事でもあり、法や裁判をめぐっていっそう密接な関係がみられるのである。

その一端を示しておこう。『維新前後に於ける立憲思想』の第二版は、昭和四(一九二九)年の四月と十月に前後編に分けて邦光堂より出版された。尾佐竹が学位を取得した翌年のことである。この前編には吉野による「本書推薦の辞」のほかに、穂積陳重をはじめ、上杉慎吉、美濃部達吉、末広殿太郎、穂積重遠、小野清一郎等々の「書評」が収録されている。穂積陳重はすでに退職していたが、その他は現役の帝大法学部の教授たちである。書評と

はいっても、その実態は初版刊行後に尾佐竹宛に送られた私信の一部であるけれども⁽³²⁾。尾佐竹が学位申請に前後して彼らに初版を贈呈したのに対する、礼状の意味合いの濃いものである。このようにして、尾佐竹と帝大教授たちとの関係が始まった。もとより交際の親疎はあろうが、吉野を別とすれば、この中では穂積重遠との関係が一番密であった。重遠は陳重の長男である。

こうした関係からして、実は尾佐竹は、児島惟謙の「大津事件日誌」を穂積陳重から直接に、あるいは重遠を介して閲覧できる立場にあった⁽³³⁾。加えて、その他の関連資料についても、穂積親子から見せられたり聞かされたりしたにちがいない。磯川全次は例の伏せ字に関して、尾佐竹は「公表できないウラ事情」を知っていたはずだとするけれども、同様のことが「某氏」なる表現についても推測できるのではないだろうか。大津事件における「伏せ字」と「某氏」とをつなぐのは、明治天皇の裁判干渉に関わる諸問題である。別途検討してみたい。

帝大法学部と関係があったのは、なにも尾佐竹猛だけではない。尾佐竹とともに明治文化研究会の中心的な会員であった宮武外骨もまた、法学部の教授たちと交流をもっていた。吉野作造の仲介によってすでに法学部の嘱託であった外骨は、今度は明治新聞雑誌文庫の事務専任者として帝大の一員になっていたが、この文庫そのものが法学部の管轄下に置かれていた。外骨は明治期の貴重な新聞や雑誌とともに帝国大学にやってきて、そこに住みつくことになったのである。明治文化研究会は、こうして帝大法学部に寄生することになった。ちなみに、この文庫の管理責任者は、「外骨君と仲善し」の穂積重遠であつた⁽³⁴⁾。

ついでなので、尾佐竹と宮武の関係についても言及しておこう。

外骨はたびたび筆禍事件を起こした前科者であるけれども、最も有名なのは頓智研法事件であった。すなわち、明治二二(一八八九)年二月十一日に大日本帝国憲法が公布された際、外骨はみずからが発行する『頓智協会雜

誌』の二月二十二日号において、大日本帝国憲法を逐条的・逐語的にもじって「大日本頓智研法」なるものを発表した。しかも、こともあろうに憲法の発布式典になぞらえて、天皇ならぬ「骸骨」が憲法ならぬ「研法」を臣下(会員)に手交する漫画「頓智研法発布式の図」まで添えていた。外骨は不敬罪に問われ、「重禁錮三年罰金百円監視一年」の刑が確定して石川島監獄に収監されたのであった。³⁵ ジャーナリスト外骨の、いわば原点を形成した事件であった。

ところが、それから四十年以上も経た昭和九(一九三四)年の秋になって、尾佐竹猛は突如外骨の冤罪を言い立てた。当時の法制局長官であった井上毅執筆の「検察官並ニ警察官ノ弊害」と題する文書の中に、次の一節を見出したからである。「其取調ヲ掌ル吏属其人ヲ得ザルガ為メ、事ヲ尊大ニ取り、為メニ謂ハレナキ獄ヲ起シ、到底政府ノ信用ヲ墜スヨリ他アラザルノ結果ヲ生ズルコト常ナルニ在リトス。其例ヲ挙グレバ頓智協会雑誌記者ガ不敬罪ヲ以テ告訴セラレタル事件ノ如キ、実ニ抱腹ニ堪ヘザルコト言ハザルヲ得ズ」。³⁶ 「頓智協会雑誌記者」つまり外骨を不敬罪で告訴したのは「謂ハレナキ獄」をもたらし行き過ぎだった、と法制局長官が断言しているのである。

尾佐竹はこの発見を踏まえ、同年の十月十一日に日比谷の松本楼において「外骨雪冤祝賀会」を開き、ここに宮武外骨を招待した。明治新聞雑誌文庫で外骨の助手を務めた西田長壽によれば、ここには外骨本人と事務方を含めて四十二名が参集した。明治文庫研究会の関係者や雑誌編集者のほかに、監獄仲間なども参加した。帝大法学部からは、穂積重遠が駆けつけた。外骨は監獄での配食に用いた曲げものを再現してこれに「お目出糖」という菓子を入れ、「石川島みやげ」と洒落て参列者に贈ったという。³⁷

残念なことに、発起人の尾佐竹猛が当日どのような挨拶をしたかはわからない。やはり西田によれば、穂積重遠は外骨に向かって、「此雪冤祝賀会以後は、翁の御機嫌が倍々よからうと思ひます。それで翁が畢生の事業たる明治

文庫の方も有終の美を挙げる事になるでせう」と祝辞を述べた。⁽³⁸⁾

吉野作造は前年に亡くなり、明治文化研究会は尾佐竹猛が引き継いでいた。和氣藹々の集まりであったようだけれども、このあたりが明治文化研究会としても最盛の時期であったのかもしれない。明治新聞雑誌文庫は今日なお健在であるし、明治文化研究会もしばらく続いたが、吉野作造を失ったことは外骨にとっても尾佐竹にとっても大きな損失であった。

昭和十七(一九四二)年の年末、尾佐竹猛は大審院検事となったが、二日後の二十六日に退職した。退職の理由はわからない。まだ六十二歳であった。退職後の尾佐竹は、明治大学の文科部長、東京帝国大学法学部の講師、帝国議会の憲政史編纂所長などを務めた。

彼の退職を受けて、明治文化研究会などの友人有志が「尾佐竹猛博士大審院退職記念午餐会」を開催したのは、翌昭和十八(一九四三)年の二月七日のことであった。場所は、明治文化研究会で使っていた法曹会館の一室である。「外骨雪冤祝賀会」と同様、あらためて親睦を図るための集いだったのでだろう。詳細は不明だが、わずかに藤田幸男の「雨華先生の思い出」が、当日の様子を伝えている。

「先生が裁判官を辞められた時、鈴木安蔵氏らが中心となって、法曹会館で記念会を催した。テーブル・スピーチになって、藤井甚太郎氏は『尾佐竹氏は裁判官としても一流、歴史家としても一流、まさに二刀流の達人だった』と述べ、白柳秀湖は『かつて社会主義者として官憲に追われていた時、公判に付せられるなら同じくは尾佐竹判事の裁きを受けたかと思って』と語り、十数人のスピーチのいずれもが、結論において、先生が自由の身となったのを祝福するというものばかりだった。参会者一同が、画帳に書いた書や絵も揃って同じ様な意味の

もので、『考注切支丹鮮血遺書』の松崎実氏だったと思うが、『猛虎出竹林』と達筆を振った人もあった。だがその日先生は何となく淋しそうだった。⁽³⁹⁾」

尾佐竹猛にとって、法や裁判はその「雑学」を束ねる扇の要のようなものであった。それを失っては、彼の多様な研究は拡散してしまふ。「二刀流の達人」であるからこそ、一刀だけでは戦えない。いかなる「猛虎」も法の竹林を出ては、牙を抜かれたも同然だ。尾佐竹が実際にこう考えたかどうかはわからないが、彼の淋しさは単に大審院判事の肩書きを失うことのみではなかっただろう。

尾佐竹の不幸はさらに続いた。昭和二十(一九四五)年五月二十四日未明の空襲で、四谷三光町にあった自宅が焼失し、資料のすべてを失ってしまったのである。「雨華先生の思い出」から、もう一度引用しておこう。

「空襲が激しくなり、敗戦は明らかとなった。私は戦争には負けても先生には旺盛に生き抜いて貰わねばならぬと思った。将来新しい観点から近代史を再検討して貰うために――。それには戦禍から資料を護らねばならぬ。先生が生涯かかって集められた資料は書籍だけで約五万冊。その他幕末から明治にかけての新聞雑誌。知名人の書簡、記録(幸徳秋水のものなどもあった)。幕末・維新から明治の稀らしい写真。ことに憲政史関係のものはパンフレットに至るまで細大漏らさず集めておられて、まさに近代史研究の一大宝庫とも称すべきものだった。その中には一度焼失しようものなら二度と得られないものが沢山あった。これら学問上の資料以外に、先生が例のゲテモノ趣味で集められた珍品の数々。その中には升まきではかるほどのイカサマ賽(40)などもあった。」

その後まもなく疎開先の福井でも戦災に遭って、残った資料も灰になった。(「雑学」には専門研究にもまして膨大な資料が必要であるが、そのすべてを失ってしまった。昭和二十一(一九四六)年十月一日、尾佐竹猛は急性肺炎で亡くなった。無用学博士の明治文化研究は、ちょうど震災と終戦のあいだ、焼け跡と焼け跡のあいだでなされたことになる。

注

- (1) 尾佐竹猛『賭博と掏摸の研究』新版、新泉社、一九九九年、二頁。
- (2) 同書、一三一頁。廢姓外骨『賭博史』影印版、崙書房、一九七四年、例言参照。
- (3) 宮武外骨につき、堅田「學術論文・宮武外骨の法パロディ」『獨協法学』四八号、一九九九年、七七頁以下。
- (4) 尾佐竹、前掲書、二四六頁。
- (5) 同書、二二〇頁。
- (6) 同書、二九八頁。
- (7) 同書、三〇一頁以下。
- (8) 同『法曹珍話 閻魔帳』批評社、一九九九年、七頁(解題)。
- (9) 宮武外骨『刑罰・賭博奇談』河出文庫、一九九八年、二四五頁以下(解説)参照。
- (10) 尾佐竹『賭博と掏摸の研究』三三〇頁(解題)。
- (11) 「民間学」は鹿野政直の造語。鹿野『近代日本の民間学』岩波新書、一九八三年、とくに六頁以下参照。
- (12) 「史癖」とは、歴史への飽くなき執着ということであろう。藤田幸男と礫川全次が、ともに尾佐竹への解題の中で用いている。尾佐竹『賭博と掏摸の研究』三〇三頁(解題)。同『明治秘史 疑獄難獄』批評社、一九九八年、五頁、七頁(解題)。
- (13) 尾佐竹『法曹珍話 閻魔帳』、二頁。

- (14) 同書、三頁以下。六頁以下(解題)参照。
- (15) 尾佐竹『賭博と掏摸の研究』一頁。
- (16) 同『維新前後に於ける立憲思想』、尾佐竹猛全集第一巻、実業之日本社、一九四八年、二頁。
- (17) 同書、三頁。
- (18) 沼波瓊音『護法の神 児島惟謙』修文館、一九二六年。
- (19) 尾佐竹『明治秘史 疑獄難獄』一頁以下。
- (20) 同『露国皇太子大津遭難 湖南事件』岩波新書、一九五一年、一頁(まえがき)。
- (21) 同『大津事件——ロシア皇太子大津遭難——』三谷太一郎校注、岩波文庫、一九九一年、七頁(凡例)。
- (22) 同書、九五頁。二九一頁以下(校注)。同『明治秘史 疑獄難獄』三四九頁。この問題につき、新井勉『大津事件』研究動向覚書(一)、『日本法学』六一巻二号、一九九五年、一六八頁。同論文(二)、『日本法学』六一巻四号、一九九六年、一〇四頁以下参照。
- (23) 尾佐竹『明治秘史 疑獄難獄』四一九頁以下。
- (24) 同『大津事件——ロシア皇太子大津遭難——』一六五頁、二〇八頁(校注)。
- (25) 同『明治秘史 疑獄難獄』一一頁以下(解題)。同『露国皇太子大津遭難 湖南事件』、岩波新書、一九五一年、一三五頁参照。
- (26) 大津事件に際しての「明治天皇の裁判干渉」につき、新井『大津事件の再構成』御茶の水書房、一九九四年、一一一頁以下参照。磯川全次『大津事件と明治天皇——封印された十七日間——』批評社、一九九八年、も同様の視点から、ドキュメントラリー風に明治天皇の行動を再構成している。とくに一四九頁以下参照。
- (27) 沼波、前掲書。楠清一郎『児島惟謙——大津事件と明治ナショナリズム——』中公新書、一九九七年、三頁以下は、「護法の神」を脱神話化しようとする試みである。
- (28) 「司法官弄花事件」につき、楠、前掲書、八三頁以下。児島はかつて「賭博罪廃止意見書」を提出したことがある。同書、一〇四頁以下。
- (29) 「犬糞的報復」とは家永三郎の言葉だが、品を欠き意味も不明である。国家権力が心底憎いということか。児島惟謙『大

- 津事件日誌』家永編注、東洋文庫、一九七一年、二七一頁(解説二)参照。
- (30) 尾佐竹『明治秘史 疑獄難獄』二六五頁。同『大津事件——ロシア皇太子大津遭難——』十五頁参照。
- (31) 児島、前掲書、一頁以下、一二五頁以下、二三一頁以下、二三五頁以下。
- (32) 尾佐竹『維新前後に於ける立憲思想(帝國議會史前記)』前編、増補改版、邦光堂、一九二九年、一頁以下。同『維新前後に於ける立憲思想』実業之日本社、四四三頁(解説)。田熊潤津子編『尾佐竹猛』日外アソシエーツ、一九八三年、三四頁参照。『吉野作造選集』十二卷、岩波書店、一九九五年、三〇七頁以下参照。
- (33) 尾佐竹『大津事件——ロシア皇太子大津遭難——』三二〇頁(解説)。
- (34) 堅田『學術論文・宮武外骨の法パロディ』八一頁以下参照。
- (35) 同所、八三頁以下参照。
- (36) 井上毅『検察官並ニ警察官ノ弊害』、伊藤博文編『秘書類纂・法制関係資料』上巻、復刻版、原書房、一九六九年、九四頁。木本至『評伝 宮武外骨』社会思想社、一九八四年、五六六頁。堅田、前掲論文、一〇六頁参照。
- (37) 西田長壽『明治新聞雑誌文庫の思い出』《リキエスタ》の会、二〇〇一年、五九頁以下。木本、前掲書、五六六頁以下参照。
- (38) 西田、前掲書、六一頁。
- (39) 尾佐竹『賭博と掏摸の研究』三〇六頁(解説)。
- (40) 同書、三一二頁(解説)。